## 新潟県公安委員会規則第9号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月19日

新潟県公安委員会

委員長 津 野 敏 江

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則(昭和37年新潟県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(許可の取消し)	(許可の取消し)
第7条 法第6条 <u>第1項</u> 又は法第24条の規定による 古物営業の許可の取消しは、別記様式第5号によ り行うものとする。	第7条 法第6条又は法第24条の規定による古物営業の許可の取消しは、別記様式第5号により行うものとする。
別記様式第5号(第7条関係)	別記様式第5号(第7条関係)
(略) 許可取消処分通知書 (略) 第6条 <u>第</u> 古物営業法(昭和24年法律第108号) 第24条 <u>1項</u> の規定により、次のとおり古物営業の許可 を取り消した。	(略) 許可取消処分通知書 (略) 第6条 古物営業法(昭和24年法律第108号) 第24条 規定により、次のとおり古物営業の許可を取り 消した。
(略) (略) (略)	(略) (略) (略)
別記様式第17号(第17条関係)	別記様式第17号(第17条関係)
(略) 許可取消等通知書 (略) (略) 適用法条 古物営業法(第6条 <u>第1項</u> ・第24条) (略) (略)	(略) 許可取消等通知書 (略) (略) 適用法条 古物営業法(第6条・第24条) (略) (略)
附則	

附則

この規則は、平成30年10月24日から施行する。